

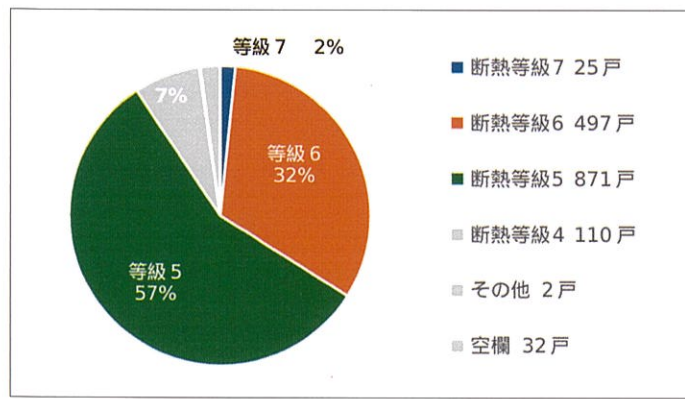
## ◆着工動向・建築DX化についてのアンケート調査結果について

昨年度12月中旬を回答期限として、「着工動向等のアンケート調査」、11月中旬を回答期限として「建築DX化に向けたアンケート調査」を実施いたしました。

「着工動向等のアンケート調査」は、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、会員工務店が供給する住宅のエネルギー性能の実態を調査・分析し、脱炭素化を支援する施策を検討するものです。

令和5年度の住宅着工戸数1,649戸のうち、太陽光発電装置搭載戸数は46%の755戸でした。主たる省エネ地域区分は6地区が48%と最も多くなっています。

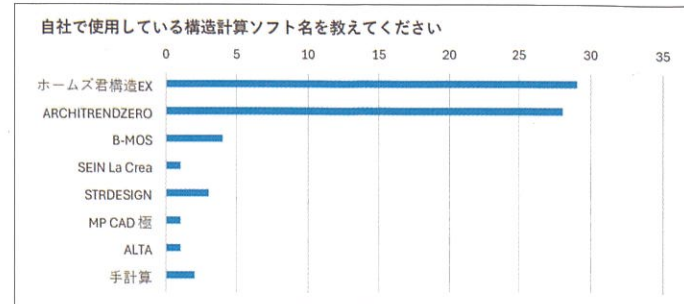
また、供給する標準的な住宅の断熱性能については、断熱等級6と5が同率一位でしたが、着工件数に対する割合は等級5が57%と、等級6の32%を上回りました。



「建築DX化に向けたアンケート調査」は、建築業界においてもDXの推進が求められる中で、JBNとしてサポート体制を整えるために、まずは現状把握のための調査をしたものです。

建築申請の提出書類については、電子書類での提出が36%と、印刷物の提出53%を下回っている状況です。構造計算については自社で行っている割合が66%と高く、各種

構造計算ソフトを駆使して行っていることがわかりました。



一方で、26年から始まるBIMを使った建築確認申請については、知らないが60%と、知っている39%よりも高く、まだ周知が十分でないことが伺えました。

## ◆令和7年度 全国会員交流会 in 東京開催のお知らせ

令和7年度全国会員交流会in東京を右記の日程で開催することになりましたので、お知らせいたします。

交流会テーマは、「つなぐ技術、ひらく未来」～脱炭素社会をリードする工務店の力～に決まりました。

詳細につきましては、決まり次第ご案内いたします。多くの皆様のご参加をお待ち申し上げます。

開催日	2025年(令和7年)9月2日(火)、3日(水)
開催場所	ロイヤルパークホテル (東京都中央区日本橋蛸殻町2-1-1)
プログラム	2日(火): 式典、基調講演、懇親会、展示会 3日(水): 分科会、展示会

### 刊行物のご案内 (刊行物のお申込みはJBNホームページをご覧ください。)

**マナーアップハンドブック**  
【工事現場編】  
手帳サイズ 32ページ

挨拶の基本から現場近隣の挨拶まわり、車の止め方、身だしなみ、言葉づかいなど現場マナーの基本をご紹介します。

**中大規模施工管理マニュアル&講習会アーカイブ動画の紹介**  
A4版 87ページ (正会員専用ページの動画アーカイブにて動画および資料がご覧いただけます。)

JBNは国土交通省令和3年度環境・ストック活用推進事業の支援により、木造住宅を中心に事業展開する大工・工務店が新たに非住宅木造建築の分野に参入することを想定した、地域工務店向けの「中大規模木造建築の施工管理マニュアル」を作成しております。PWAで整備されている「構造木工事監理マニュアル」と併せて利用することにより、非住宅建築に求められる安全で高品質な木造建築物が我々の手で確実に施工されることを期待しています。

# JBN REPORT

全国工務店協会

2月号

Vol.100  
2025



## ◆改正建築基準法 大規模修繕・模様替えに関する全国説明会 開催報告

建築物省エネ法の改正に伴い、今年4月1日より建築基準法第6条第1項の規定が施行される予定です。これにより、既存建築物の増築・改築・移転には建築確認審査・検査の項目が増加するほか、大規模の修繕または大規模な模様替えでも新たに確認審査が必要となり、業務の増加が見込まれます。

JBNでは昨年12月23日に「改正建築基準法 大規模修繕・模様替えに関する全国説明会」を行いました。オンラインを含めて1,000人を超える参加があり、会員の関心の高さを示しています。当日は、国土交通省住宅局 建築デジタル推進官の萩原健二氏より、以下の3点について説明がありました。

### 1 建築確認申請が必要となる大規模修繕・模様替えの判断基準等について

改正建築省エネ法・建築基準法の円滑施工に向けた周知方策として、各種説明会や講習会、マニュアル等の送付などが行われます。さらに、事前周知活動のみでは十分に情報が行き届かない申請者が一定数生じる可能性を踏まえ、これらの申請者に対し、申請図書を作成や申請手続きについて個別にサポートする体制を全都道府県において構築します。詳細は(一財)日本建築防火協会HPに順次掲載予定です。

また、4月からは木造戸建ての大規模なリフォームが建築確認手続きの対象になり、建築士による設計・工事管理が必要になります。増改築を行う場合は、当該部分が省エネ基準に適合する必要があります。(修繕・模様替えは含まれません)

詳しい内容はこちらをご覧ください▶

本件について国土交通省が作成した資料はこちらから閲覧できます。

<https://www.mlit.go.jp/common/001766698.pdf>



### 2 既存建築物の現状調査ガイドライン

国土交通省は、既存建築物の確認審査等を増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替えをしようとする場合、建築士が当該建築物の建築基準法令の規定への適合状況を調査するための手順・方法などを解説した「既存建築物の現況調査ガイドライン」を作成しました。

本ガイドラインは、増築等をしようとする既存建築物について、建築士が行う現況調査の手順・方法、調査結果に応じた既存建築物の緩和措置の適用の可否、確認申請での活用を想定した調査報告書の作成方法を解説しています。

### 3 既存建築物の緩和措置に関する解説集

既存不適格である建築物については、増改築等の際に現行の建築基準法令の規定に適合させることとしていますが、建築士の負担が過大になることが懸念されるため、一定の条件の増改築等については、既存不適格である規定を引き続き既存不適格とすることができる緩和措置を講じています。

この緩和措置を適用した増改築等を円滑に実施できるよう、国土交通省では、緩和措置を適用する場合の条件等を図解した「既存建築物の緩和措置に関する解説集(第1版)」を令和6年12月に策定・公表しました。

詳しい内容はこちらをご覧ください▶

既存建築物の現状調査ガイドラインと既存建築物の緩和措置に関する解説集は国土交通省のHPより閲覧できます。

[https://www.mlit.go.jp/jutakuentiku/jutakuentiku\\_house\\_fr\\_000061.html](https://www.mlit.go.jp/jutakuentiku/jutakuentiku_house_fr_000061.html)



JBNはさまざまにご相談(技術、法律、支援等)をお受けしております。

ホームページ(トップページの最下欄)のお問合せフォームをご利用いただくか、下記へお問合せください。



【発行・お問合せ】

一般社団法人JBN・全国工務店協会 〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-4-10 京橋北見ビル東館6階

Tel.03-5540-6678 Fax.03-5540-6679 E-Mail:jbn@jbn-support.jp URL:https://www.jbn-support.jp